

資料編

1 西東京市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

区分	所属、職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田 明子
	日本福祉大学福祉経営学部 助教	川口 真実
	星槎大学共生科学部 非常勤講師	平 雅夫
保健及び 医療関係者	東京都多摩小平保健所 地域保健第一係長	高橋 祥子
	薫風会山田病院 院長	山田 雄飛
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 副校長	菊地 直樹
	西東京市教育委員会 教育部 教育支援課長	清水 達美
雇用関係機関	就労支援センター・一步 所長	吉村 類
障害福祉サービス 事業所	たなし工房 施設長	渡辺 真也
	保谷障害者福祉センター 施設長	小川 よし子
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	たんぽぽ 施設長	高橋 加寿子
障害当事者・家族・ 関係機関	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	西東京市民生児童委員協議会 会長	海老澤 栄
	西東京市社会福祉協議会 あんしん西東京 係長	関根 裕恵
	(公社) 成年後見センター・リーガルサポート	山崎 政俊

2 平成30年度 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会委員名簿

(敬称略)

区分	所属、職業等	氏名
学識経験者	武蔵野大学人間科学部 准教授	高田 明子
	日本科学技術ジャーナリスト会議 副会長	室山 哲也
保健及び 医療関係者	医療法人社団薫風会山田病院 医療相談室長	山口 さおり
	医療法人社団時正会佐々総合病院 リハビリテーション科	小澤 伸治
障害者施設 関係者等	多機能型事業所さくらの園 施設長	橋爪 亮乃
	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	株式会社たまみずき 代表取締役	櫻井 元
	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東高等専修学校	天宮 一大
公募市民		本波 宏規
		小矢野 和子
		久松 順子

3 計画改定の経過

日付	内容
平成30年 5月21日	第1回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 1. 依頼状伝達式 2. 会長・副会長互選 3. 議題の検討 (1) 「西東京市障害者基本計画」の改定について (2) スケジュールについて (3) 昨年度計画策定部会において出された本部会で検討する事項 (4) 西東京市における関連施策の進捗状況について
平成30年 6月14日	第2回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 中間見直しのポイントについて (2) 現計画と改定の構成（事務局案）について (3) 施策実施状況シートについて
平成30年 7月19日	第3回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 重点推進項目1～5について (2) その他の視点について
平成30年 8月23日	第4回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 骨子案について
平成30年 10月18日	第5回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 計画素案について
平成30年 12月15日 ～平成31 (2019)年 1月14日	パブリックコメント ・意見件数 23件（2人）
平成30年 12月20日	市民説明会
平成31 (2019)年 2月21日	第6回 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会 (1) 計画素案のパブリックコメントに寄せられた意見とその対応について (2) 西東京市障害者基本計画（平成31（2019）年度改定）について

4 用語集

あ行

【愛の手帳】(61 ページほか)

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。

全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受けた上で取得することができます。

【一般就労】(23 ページ)

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や起業なども含まれます。

【医療的ケア】(25 ページほか)

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

か行

【基幹相談支援センター】(15 ページほか)

障害者とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢に関わらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。西東京市では、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置しています。

【権利擁護】(18 ページほか)

福祉の分野において、英語の「Advocacy」（「擁護」や「支持」「唱道」などの意味を持つ）を日本語に置き換えた時に「権利擁護」という表現が用いられることがあります。

「権利擁護」という言葉の明確な定義はありませんが、一例としては、自分自身の思いや意見を他の人に伝えたり、主張したりすることが難しく、そのために社会生活を営む上で困難を抱えている人たちの意思を人や社会に伝えることや、そのための支援活動を指す場合があります。また、この考え方に基づくと、成年後見制度も「権利擁護」活動の一環と位置づけることができます。

【高次脳機能障害】(25 ページほか)

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症（半側空間無視・身体失認）・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害などがあり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また本人も意識しにくいために理解されにくいという特徴を持っています。

外見からは分かりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。

さ行

【災害時要援護者登録制度】(52 ページ)

大地震等の災害が発生した時、自力や家族の支援だけでは避難することが困難な方等で対象要件に該当し、名簿登録を希望することを市へ申請した方を「災害時要援護者」と呼び、「災害時要援護者名簿」に登載されます。市では関係機関と名簿情報を共有し、日頃の見守りや災害時の安否確認等に活用できるような体制づくりに取り組んでいます。

<災害時要援護者名簿登録対象者>

市内に在住し、及び自力での避難が困難な者又は避難に時間を要する者で、家族等の支援のみでは安全の確保ができない次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 65 歳以上の高齢者でひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方
- 2 介護保険の要介護認定を受けている方
- 3 心身等に障害のある方
- 4 難病（国・都の難病医療費助成認定）の患者の方
- 5 その他支援を希望する方

名簿への登録に際しては災害時要援護者登録申請書兼同意書に必要事項を記入のうえ、危機管理室・高齢者支援課・障害福祉課のいずれかに提出をします。

注：災害時には不測の事態が予測されます。登録が確実な支援や安全を必ず保証するものではありません。

【児童発達支援センター】(36 ページ)

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されています。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族へ

の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。一方で、児童発達支援事業は、障害児やその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置づけられます。

【社会的障壁】（4 ページほか）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などが挙げられます。

【障害者虐待防止センター】（18 ページほか）

障害者の尊厳を守るために制定された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、全国の市町村や都道府県には、障害者虐待に関する相談や通報などの受付や、虐待の早期発見に取り組むための窓口が設置されています。

西東京市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しています。

【障害者サポーター】（12 ページほか、詳細は 14、57 ページ）

西東京市独自の制度であり、障害のある人への理解を深め、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、ちょっとした配慮や支援を行う人です。「障害者サポーター養成講座」を受講した人が障害者サポーターとなることができます。

平成 30 年度より、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対しても障害者サポーター養成講座の受講を働きかけ、困った時に駆け込むことができるお店を「障害者サポーターがいるお店」として、支援体制の一翼を担っていただくこととしています。

【身体障害者手帳】（38 ページほか）

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、都道府県の審査を受けた上で障害等級が決定します。

【ステップアップ雇用】（72 ページ）

精神障害もしくは発達障害がある人を試験的に雇用し、短時間労働からスタートし、徐々に就業時間を延長させていくことで、労働環境に慣れ、適切な就業復帰を目指すための制度です。

【精神障害者保健福祉手帳】（61 ページほか）

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、都道府県の審査を受けた上で障害等級が決定します。

【成年後見制度】（18 ページほか）

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

【相談支援センター・えぽつく】（15 ページほか）

障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児、並びにその家族又は介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域のネットワークの活用によって課題の解決を図る相談支援センターです。

平成 23 年 5 月に、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」内にオープンし、障害者の自立と社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として、地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図ります。

た行

【地域活動支援センター】（15 ページほか）

地域の実情に応じ、障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う「Ⅱ型」、基礎的事業の実施に加え、障害者を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」があります。

西東京市においては、「保谷障害者福祉センター」（主に身体障害のある方が対象）、「地域活動支援センター・ハーモニー」（主に精神障害のある方が対象）、「地域活動支援センター・ブルーム」（主に知的障害のある方が対象）が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談にあたっています。

【地域自立支援協議会】（3 ページほか）

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

本計画の改定は、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただくとともに、地域自立支援協議会の下に設置した「計画改定作業部会」（全 6 回開催）

での議論等を踏まえて行っています。

【地域生活支援拠点等】(24 ページほか)

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、①「多機能拠点型」（グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約）、②「面的整備型」（建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する）等の整備類型があります。

これまで、西東京市では、地域自立支援協議会において、「面的整備型」の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、2020 年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、これを踏まえ、改めて検討を行います。

【地域福祉コーディネーター】(35 ページ)

地域の課題やお困りごとを、地域のみなさまと一緒に解決する調整役として、地域に配置されている人材です。社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持つ、地域福祉活動の専門家であり、市内4地域に各1名の地域福祉コーディネーターが配置されています。

西東京市には、市民や地域の活動団体、関係機関を結び、地域の課題をみんなで解決するためのネットワーク構築を目指す「ほっとネットステーション」という取組があります。

地域福祉コーディネーターは、この「ほっとネットステーション」の中心的役割を担う存在です。困っていることがある市民のみなさまからのご相談を受けると、地域福祉コーディネーターがみなさまと一緒に考え、解決に向けてのお手伝いをさせていただきます。

【通級指導学級】(38 ページほか)

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室と、通常の学級に在籍する中学生が発達障害等による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導（自立活動）等を受ける中学校通級があり、週1回程度通うものです。

【特別支援学級】(29 ページほか)

障害のある児童・生徒に、少人数体制で指導し、自立生活、社会参加を目指し、主体的に生きる力を育てる指導を行う、市立小・中学校に設置された学級です。知的障害と自閉症・情緒障害を対象とした学級があります。

【特別支援学校】(8 ページほか)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上、又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

【特別支援教室】（13 ページほか）

発達障害等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、学習面の部分的指導や社会性の指導を必要とする児童を対象とした通級による指導です。特に発達障害の診断を必要とするものではありません。部分的な指導により、通常の学級の教育課程を習得し、社会で自立して生活できることを目指します。

な行

【西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー】（13 ページほか）

障害の種別に関わらず、市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援拠点です。「相談支援センター・えぼっく」、「就労支援センター・一步」、「地域活動支援センター・ハーモニー」に加え、生活介護事業所を設置しているほか、情報コーナーや会議室等を備えています。

は行

【発達障害】（5 ページほか）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがあるASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手なADHD（注意欠如の多動性障害）、文字の読み書きや計算が苦手なLD（学習障害）があります。

発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は療育手帳を、知的障害のない場合は精神障害者保健福祉手帳を申請することができます。

【ピアカウンセリング】（11 ページほか）

障害のある子どもを持つ保護者が、同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組です。

西東京市では、障害のある子どもを育てている保護者が実体験をもとに相談員となり、同じ親の立場からアドバイスを行う、個別の相談会を「ペア・ピアカウンセリング」として実施しています。

【避難行動要支援者】(18 ページほか)

西東京市における「避難行動要支援者」は、市内に在住し、次のいずれかに該当する方です。

- ア 介護保険の要介護度3以上の認定を受けているもの
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害1級又は2級、聴覚障害2級、肢体不自由1級又は2級のいずれかに該当するもの
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持するもの
- エ 愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持するもの

【ファミリー・サポート】(74 ページ)

保護者が仕事や外出などで子どもを預かってほしい時に、有償で預かり、地域の中で助け合いつつ子育てを行うための会員組織です。ファミリー会員（子どもを預けたい人）と、養成講習会を受講したサポート会員（子どもを預かる人、有償ボランティア）によって構成されます。西東京市では、社会福祉協議会が実施しています。

【副籍制度】(21 ページ)

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒を対象とし、地域とのつながりを維持・継続することを目的とした様々な取組を行う、東京都独自の制度です。

児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加といった「直接的な交流」や、学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換、地域情報の提供といった「間接的な交流」を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図ります。

【ペアレントトレーニング】(11 ページほか)

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する、保護者向けのプログラムです。知的障害や発達障害のある子どもを持つ保護者向けに障害による症状の改善や、子どもが感じている困難の軽減につながる取組として開発されたもので、現在は子育てにおいて、より幅広く展開されています。

【ペアレントメンター】(11 ページほか)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援（地域資源についての情報提供等）を行うことができます。

【ヘルプカード】(13 ページほか)

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、携帯するものです。

【ヘルプマーク】(13 ページほか)

援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。東京都が作成し、配布しているほか、全国でも同様の取組が広がっています。

【法定雇用率】(4 ページ)

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。

平成 30 年 4 月 1 日より、国、地方公共団体、一定の特殊法人は 2.5%、都道府県等の教育委員会は 2.4%、民間企業は 2.2%に引き上げられました。また、民間企業においては、対象となる事業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上へと拡大されました。

や行**【ユニット】(18 ページほか)**

グループホームにおいて、相互に交流を図りながら共同で生活するグループの単位のことであり、またそうした生活を行うために必要な施設等の単位を指します。

ら行**【ライフステージ】(10 ページほか)**

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

【療育】(11 ページほか)

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

【レスパイト】(25 ページほか)

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるような支援を行うことを指します。

わ行

【ワンストップ】(15 ページほか)

一つの窓口等で、あらゆる種類のサービスや相談に応じることができ、利用者の利便性が高いサービス形態を指します。

A B C

【L Lブック】(43 ページ)

知的障害のある人や、日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人でも読めるよう、優しく、わかりやすい工夫がされている本です。

難しい漢字や長い文章は避け、優しい文章で書かれており、写真やイラストを用いてわかりやすい内容としたものや、音声コードを併記し、スマートフォンをかざすと読み上げができるもの等があります。

西東京市障害者基本計画
(平成31(2019)年度改定)

平成31(2019)年3月

発行 西東京市健康福祉部障害福祉課
〒202-8555
東京都西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-464-1311(代表)